

からへ

Machi kara Machi E

No. 1560

7/1

平成25年/2013

July



勝利をたぐりよせろ！

6月7日「児童親善体育大会」が健民運動場（長柄運動公園）で行われました。

「力を合わせて未来へとびだせ天理っ子」をスローガンに、市内公立小学校の6年生（547人）は綱引き、ピックアップリレーなどの競技に出場しました。児童は、スポーツを通じて交流を図り、お互いに友情を育んでいました。

contents

目次

| | |
|-----------------|----|
| 参議院議員通常選挙 | 2 |
| 財政状況 | 4 |
| 行政改革実施プログラム2011 | 6 |
| くらしの情報 | 20 |

人の動き

| | | |
|------|--------------|----------------------|
| ●人口 | 68,038 (-85) | 5月末日現在 ()は前月比 |
| ○世帯数 | 29,662 (-34) | 男/33,378 女/34,660 |

届けよう あなたの思い 国政に

参議院議員通常選挙



投票日 7月21日(日)

投票時間 午前7時～午後8時

あなたが政治の主役になる選挙です。棄権せずに投票しましょう。

なお、参議院議員通常選挙は、選挙区選出議員選挙と比例代表選出議員選挙の2票制です。

投票できる人

今回の選挙に用いる選挙人名簿は、平成25年7月3日現在の名簿です。

◇年齢 平成5年7月22日以前に生まれた人

◇住所 平成25年4月3日までに住民票が作成された人
または転入届をし、引き続き住民基本台帳に記録されている人

◇市内転居した人 平成25年6月21日以降に市内で住所を移した人は、前の住所地の投票所で投票することになります。

期日前投票・不在者投票

投票日に仕事、旅行、用務などで投票所へ行けない人、そのほか法で定められた事由に該当する人は、期日前投票または不在者投票をすることができます。

1 期日前投票所での期日前投票

期日前投票をすることができる期間は、つぎのとおりです。期日前投票をする際には、選挙通知書を持参して手続をしてください(選挙通知書が届いてい

ない場合でも、期日前投票所でその旨を申し出ていただくこと投票できます)。

①期間 7月5日(金)から7月20日(土)まで

②時間 午前8時30分から午後8時まで

③場所 市役所1階 131会議室(東玄関横)

2 選挙管理委員会事務局で不在者投票

選挙期日(7月21日)には選挙権を有することとなる

が、選挙期日前には選挙権を有していない人(例えば選挙期日には20歳を迎えるが、選挙期日前には未だ19歳の

人など)については、期日前投票をすることはできません

が、選挙管理委員会事務局(市役所4階)に設置する不在者投票記載所で不在者投票をすることができます。

3 他の市町村での不在者投票

出張、旅行などで投票日まで他の市町村に滞在する場合は、選挙管理委員会へ投票用紙を請求し、滞在地の市町村の選挙管理委員会

で投票することができます。

※不在者投票用紙等交付請求書は、市ホームページよりダウンロードできます。

【天理市↓「暮らし」の「申請書ダウンロード」↓「選挙管理委員会事務局「不在者投票用紙等交付請求書」

不在者投票指定施設での投票

病院や老人ホームなどで、不在者投票施設として指定された施設に入院・入所している人は、その施設で不在者投票ができます。

5 郵便等による不在者投票
身体に重度の障害がある人(法令に定める一定の障害の程度にある人に限る)は、自宅などで郵便等による不在者投票をすることができます。この制度を利用するには、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受け、投票日の4日前(7月17日)までに投票用紙などを請求しなければなりません。

なお、自ら投票の記載をすることができない人(法令で定める一定の障害の程度にある人に限る)は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た人(選挙権を有する人に限る)に、投票に関する代理記載をしてもらうことができます。

※詳しくは、選挙管理委員会にお問い合わせください。

点字投票と代理投票

視覚障害者の人は、点字を用いて投票することができます。また、自ら投票用紙に候補者名などを記載することができない場合は、第三者の立ち合いのもと代理人が選挙人に代わって記載します。

点字投票・代理投票を希望される人は、投票所でその旨を申し出てください。

選挙通知書

選挙通知書は、あらかじめ世帯単位で郵送します。この選挙通知書は投票所などをお知らせする一方、投票所の事務を円滑に行うためのものので、投票の際、忘れないようにしてください。

もし、届かなかったり、紛失したり、または投票所へ持参するのを忘れた場合は、投票所で申し出てください。選挙人名簿に登録されていれば投票できます。

※選挙通知書が届いた後に選挙の資格がなくなったり、本人以外の人は、投票ができないだけでなく、使用すると法律で処罰されます。

投票方法

投票順序は次のとおりです。

① 選挙区選出議員選挙

薄い黄色の用紙に黒字で印刷されている投票用紙に「候補者名」を書いてください。

② 比例代表選出議員選挙

白色の用紙に赤字で印刷されている投票用紙に「政党等の名称または略称」または「候補者名」のいずれかを書いてください。

投票時間

投票時間は午前7時から午後8時までです。

開票

◇日時

7月21日(日)午後9時10分から

◇場所

丹波市小学校体育館

※参観人が多数で、会場内の混雑が予想される時には、先着順で入場制限を行います。あらかじめご了承ください。

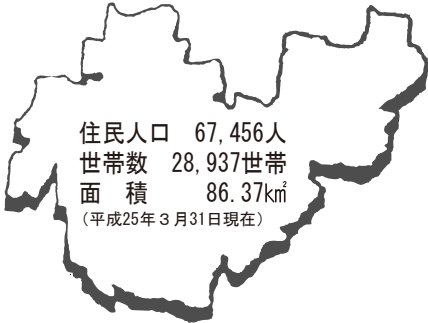
投票区と投票所

| 投票区 | 投票所 | 町名 | 16 | 朝和小学校 | 新泉町、岸田町、中山町、成願寺町、萱生町 |
|-----|-----------|---|----|-----------------|--|
| 1 | 男女共同参画プラザ | 守目堂町、勾田町、御経野町、杣之内町(木堂方を除く) | 17 | 柳本公民館 | 柳本町、渋谷町 |
| 2 | 川原城会館 | 川原城町 | 18 | 式上公民館 | 檜垣町、遠田町、海知町、武蔵町 |
| 3 | 祝徳公民館 | 石上町、田部町 | 19 | 櫛本小学校 | 櫛本町(市場・高品南部・高品東部・膳史・シャープ) |
| 4 | 三島公会堂 | 三島町、豊田町 | 20 | 櫛本公民館 | 櫛本町〔高品北部・瓦釜・南小路・四之坪(天理団地・櫛本市営住宅を除く)〕、櫛町の一部 |
| 5 | 東部公民館 | 滝本町、内馬場町、布留町、豊井町、岩屋町、杣之内町(木堂方) | 21 | 中央集会所 | 櫛本町(天理団地・櫛本市営住宅・ゆうタウン櫛本) |
| 6 | 菅原町公民館 | 藤井町、上仁興町、下仁興町、菅原町 | 22 | 蔵之庄町公民館 | 蔵之庄町、森本町 |
| 7 | 前裁公民館 | 前裁町(近鉄線より南)、杉本町(鶴ヶ丘を除く)、平等坊町、富堂町(三宅を除く)、岩室町 | 23 | 和爾町天奈会館 | 中之庄町、和爾町、櫛町の一部 |
| 8 | 南六条町公民館 | 小路町、中町、南六条町 | 24 | 福住公民館 | 福住町 |
| 9 | 社会福祉協議会 | 田井庄町、富堂町(三宅) | 25 | 山田公民館 | 山田町 |
| 10 | 井戸堂小学校 | 東井戸堂町、西井戸堂町、合場町、小島町 | 26 | 長滝町公民館 | 長滝町 |
| 11 | 横広公民館 | 九条町、備前町、吉田町 | 27 | 庵治町青垣コミュニティセンター | 庵治町(庵治団地・青垣) |
| 12 | 上ノ庄会館 | 二階堂南菅田町・北菅田町・上ノ庄町、荒蒔町、稲葉町 | 28 | 山の辺小学校 | 別所町 |
| 13 | 嘉幡児童館 | 庵治町(庵治団地・青垣を除く)、嘉幡町 | 29 | 丹波市公民館 | 丹波市町、田町 |
| 14 | 朝和公民館 | 佐保庄町、三味田町、兵庫町、竹之内町、乙木町、園原町 | 30 | 西長柄町公民館 | 西長柄町 |
| 15 | 長柄町公民館 | 福知堂町、永原町、長柄町 | 31 | 前裁会館 | 前裁町(近鉄線より北)、杉本町(鶴ヶ丘)、指柳町、上総町、喜殿町、小田中町 |

◆問い合わせ 天理市選挙管理委員会(市役所4階) ☎63-1001(内線454)へ

市の財政状況

市勢



市の財政状況がどのようになっているかを市民の皆さんに知っていただくため、平成24年度（平成25年3月31日現在）の執行状況をお知らせします。

一般会計の最終予算額は264億6,746万4千円（前年度からの繰越分も含む）となり、特別会計の最終予算額は129億2,375万円となりました。

予算に対する収入率は91.1%、執行率は89.4%となっています。これは、一部の事業を翌年度に繰り越したこと、県補助金や市債などの歳入の一部が4月、5月の出納整理期間中の収入となること、3月分の支払いが4月以降となることなどによります。

これらの4月、5月の出納整理期間中も含めた決算状況については、決算審査終了後に公表します。

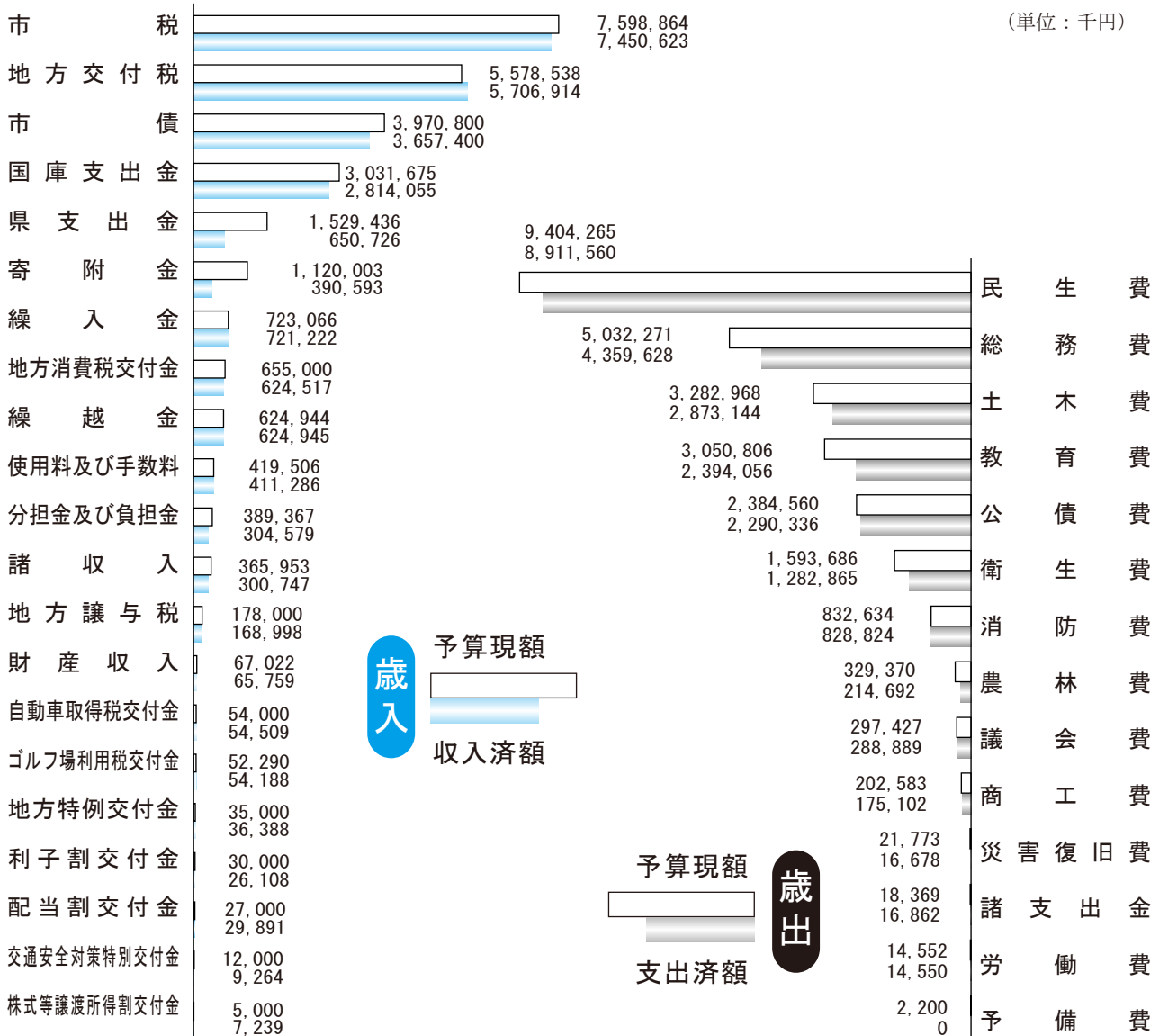
一般会計

市の行政運営の基本的な経費が計上されています。

予算現額 264億6,746万4千円

収入済額 241億995万1千円 (収入率91.1%)

支出済額 236億6,718万6千円 (執行率89.4%)



市有財産の状況

| | |
|---------|-----------|
| 基金（千円） | 2,924,038 |
| 出資金（千円） | 56,943 |
| 土地（㎡） | 1,458,394 |
| 建物（㎡） | 217,606 |

一時借入金の状況

一時借入金は、一時的に生じる収入と支出の時期的ズレを調整するための借入れで、いわゆる市の運転資金です。

一会計年度を越えることはなく、下表の金額（現在高）についても、4月、5月の出納整理期間中に返済されます。（単位：千円）

| | |
|------|-----------|
| 会計名 | 金額 |
| 一般会計 | 1,800,000 |

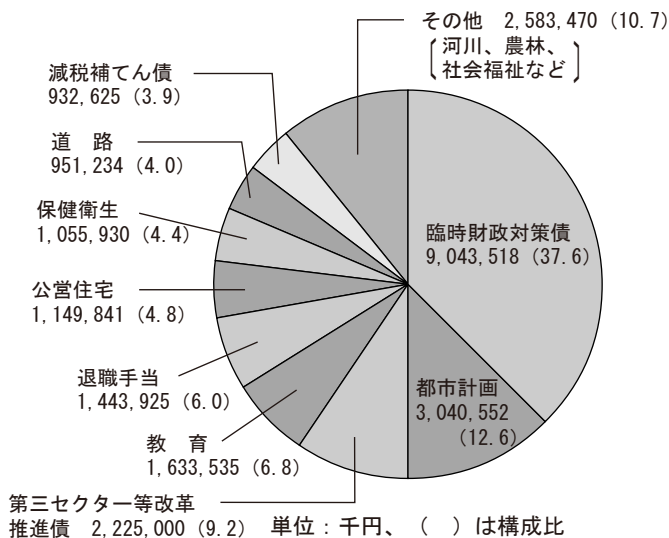
市債の状況

市債は、道路、学校など長期間使用する施設整備費を「分割払い」にすることで、将来利益を受ける人たちにも経費を分担してもらう仕組みです。その中には、交付税として国から元利償還財源が措置されるものもあります。

なお、平成24年度末の市債現在高は240億5,963万円で、前年度比15億3,021万9千円（6.8%）増となっていますが、これは土地開発公社解散にあたり借入れを行った第三セクター等改革推進債が主な要因です。

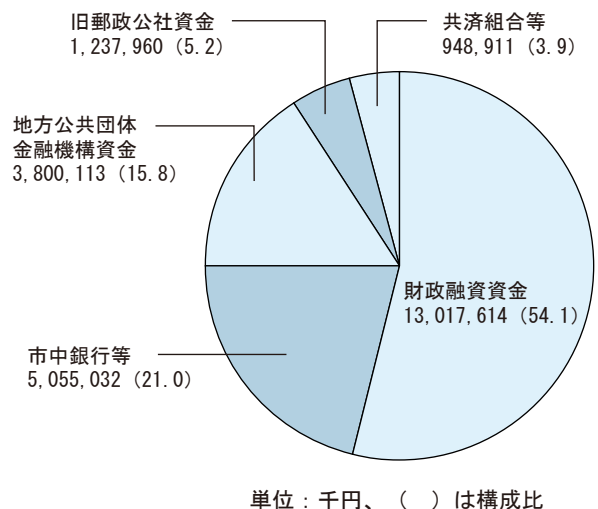
目的別市債現在高

●合計 240億5,963万円



借入先別市債現在高

●合計 240億5,963万円



特別会計

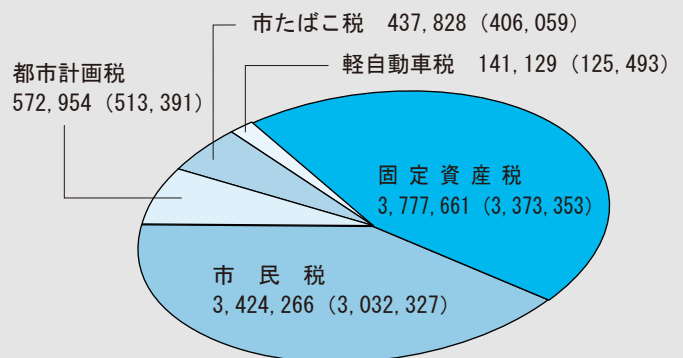
市が特定の事業を行う場合、特定の収入を特定の支出に充て、一般会計と区別して経理する必要がある場合に設けられます。

（単位：千円、%）

| 特別会計名 | 予算現額 | 収入済額 | 収入率 | 支出済額 | 執行率 |
|------------|------------|------------|------|------------|------|
| 国民健康保険 | 7,251,550 | 5,670,473 | 78.2 | 6,225,735 | 85.9 |
| 介護保険 | 4,245,329 | 3,964,327 | 93.4 | 3,839,175 | 90.4 |
| 住宅新築資金等貸付金 | 30,807 | 24,331 | 79.0 | 13,728 | 44.6 |
| 土地区画整理事業 | 750,764 | 644,669 | 85.9 | 338,565 | 45.1 |
| 後期高齢者医療 | 645,300 | 601,804 | 93.3 | 526,106 | 81.5 |
| 合計 | 12,923,750 | 10,905,604 | 84.4 | 10,943,309 | 84.7 |

市税収入状況

●調定額 83億5,383万8千円
（収入済額 74億5,062万3千円）



（単位：千円）

天理市行政改革実施プログラム2011

進捗状況報告書【平成24年度】

天理市では、昭和60年に策定した天理市行政改革推進大綱以来、社会情勢や財政状況の変化に対応するため、行政改革に取り組んできました。

しかし、近年の景気の低迷などにより、市税収入は減少し、増加する社会保障関係費など歳出との均衡が取れなくなっている現状が続いています。

本市では、平成23年6月に「天理市行政改革実施プログラム2011」（平成23年度～平成27年度）を策定し、限られた資源を効果的・効率的に活用するため、より一層の改革を推進しています。

「天理市行政改革実施プログラム2011」では「財政基盤の強化」などを改革の基本方針として、下記の6つの実施項目のもと、51の具体的な取り組みを行っています。



平成24年度の進捗状況を報告します

● 行政改革の実施プラン

5年間の改革効果目標額 21億円 (財源不足予想額)

【効果目標額内訳】

(単位：千円)

| 実施項目 | 効果目標額 |
|---------------------|-----------|
| I. 事務事業の再編・整理、廃止・統合 | 430,000 |
| II. 職員・給与の適正化、組織改革 | 370,000 |
| III. 公の施設の見直し | 303,000 |
| IV. 公営企業・外郭団体等の見直し | 180,000 |
| V. 歳入増加策 | 817,000 |
| VI. 行政経営の推進 | — |
| 合計 | 2,100,000 |

● 行政改革の結果

平成23年度・24年度の行政改革実施プランの改革効果等の累計額はつぎのとおりです。

平成23年度・24年度の改革効果の累計額 229,807千円
(平成23年度 53,377千円、平成24年度 176,430千円)

平成23年度・24年度の改革目標の累計額 383,100千円
(平成23年度 136,700千円、平成24年度 246,400千円)

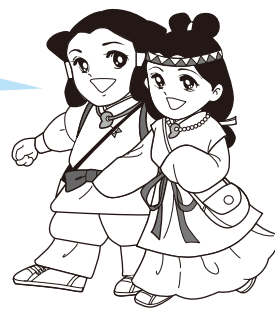
【平成24年度の改革効果額内訳】

(単位：千円)

| 実施項目 | 改革効果額 |
|---------------------|---------|
| I. 事務事業の再編・整理、廃止・統合 | 37,072 |
| II. 職員・給与の適正化、組織改革 | 53,906 |
| III. 公の施設の見直し | 18,266 |
| IV. 公営企業・外郭団体等の見直し | 23,196 |
| V. 歳入増加策 | 43,990 |
| VI. 行政経営の推進 | — |
| 合計 | 176,430 |

平成24年度の改革効果のおもな内容

おもな
改革効果です



I. 事務事業の再編・整理、廃止・統合

| | |
|------------------|----------|
| ◆行政評価による事務事業の見直し | 19,490千円 |
| ◆補助金の見直し | 6,174千円 |
| ◆負担金の見直し | 5,377千円 |
| ◆委託料の見直し | 6,023千円 |

II. 職員・給与の適正化、組織改革

| | |
|--------------|----------|
| ◆職員定数管理の適正化 | 18,688千円 |
| ◆各種手当の見直し | 25,835千円 |
| ◆アウトソーシングの推進 | 9,383千円 |

III. 公の施設の見直し

| | |
|-------------------|----------|
| ◆指定管理者制度の推進 | 2,749千円 |
| ◆維持管理経費の見直し(市庁舎他) | 12,456千円 |

IV. 公営企業・外郭団体等の見直し

| | |
|-------------|----------|
| ◆開発公社の見直し | 3,000千円 |
| ◆土地開発公社の見直し | 20,196千円 |

V. 歳入増加策

| | |
|------------|----------|
| ◆市税収納率の向上 | 2,480千円 |
| ◆受益者負担の適正化 | 39,240千円 |
| ◆市有財産の有効活用 | 1,677千円 |
| ◆新たな財源の確保 | 300千円 |

掲載している取り組み内容につきましては、今後も「町から町へ」などでお知らせします。

このページの詳細につきましては、市ホームページをご覧ください。行政改革推進課（☎内線465）にお問い合わせください。

風しんワクチンの接種費用の助成が始まりました

これまでにない風しんの大流行により、県内でも風しんが流行しています。妊娠初期の人が風しんにかかると、赤ちゃんが先天性風しん症候群になる危険性もあることから、風しんワクチンの接種をお勧めしています。

本市では風しんワクチンの予防接種を受けられた下記対象者に、その費用の一部を助成します。

1. 助成対象者

天理市に居住する人で、以下のいずれかに該当する人（接種時点）。

- ①平成7年4月1日以前に生まれた人で、妊娠を予定または希望している女性
- ②妊婦の夫
- ③妊婦の同居家族

☆原則、住民基本台帳で確認します。

☆ただし、すでに風しんワクチン接種を2回接種している人、及び風しんにかかった人は除く。

2. 実施時期

平成26年3月31日まで

3. 費用助成

1人1回で、MR（麻しん・風しん）予防接種は、6,000円を上限として、風しん単独の予防接種は、4,000円を上限として助成します（費用助成は平成25年4月1日まで遡って助成します）。

ただし、生活保護世帯の人は全額費用を助成します。

4. 助成方法（償還払い）及び必要なもの

接種したことで、接種費用がわかる医療機関の領収書もしくは、医療機関の証明書を添付して、健康推進課に費用請求をしてください。

生活保護の人は支給票を、妊婦の夫、または妊婦の同居家族の人は母子手帳を持参してください。

☆接種前には助成できません。

◆問い合わせ 健康推進課（☎内線777）へ

第2回市議会定例会始まる



一般会計補正予算案など9議案を上程

第2回市議会定例会が6月7日に開会され、南市長が招集のあいさつをしたあと、会期を24日までの18日間と決定しました。

最初に、全国市議会議長会から、15年以上の勤続議員として今西議員に、10年以上の勤続議員として東田議員、大橋議員に表彰状が伝達されました。

続いて日程に入り、市長が今回提出した一般会計補正予算案など9議案の提案説明を行い、1日目を散会しました。11日に再開された本会議では、一般会計補正予算案などを各常任委員会に付託し、休

会中に審査することになりました。

なお、今議会に提出された議案は、つぎのとおりです。

議案

- 平成25年度一般会計補正予算
- 天理市職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について
- 天理市子ども・子育て会議条例の制定について
- 天理市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の制定について
- 天理市立メディカルセンターの設置等に関する条例の制定について
- 山辺広域行政事務組合の解散について
- 山辺広域行政事務組合の解散に伴う財産処分について
- 山辺広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継について
- 奈良県広域消防組合の設立に関する協議に関し議決を求めることについて

国民年金保険料は遅れずにきちんと納めましょう！

国民年金は、老後やもしもの時にあなたの大きな支えとなります。保険料の納め忘れが続くと老後に年金を受け取ることができなくなるばかりか、納付が遅れることで障害年金や遺族年金を受け取れない場合があります。もしもの時に後悔することのないよう、保険料はきちんと納期内に納めましょう。

国民年金保険料の納付が困難なときは

国民年金には、保険料納付が免除される制度や猶予される制度があります。納付が困難だからといってそのままにせず、必ず市役所の国民年金窓口で手続きを行ってください。

| 納付が困難なときは | 30歳未満の人は | 学生の人は |
|---|--|---|
| 保険料免除制度 | 若年者納付猶予制度 | 学生納付特例制度 |
| 経済的な理由などで、保険料を納めることが困難な時に利用できる制度で、申請が承認されると保険料納付の全額または一部（4分の3、2分の1、4分の1）が免除されます。保険料免除は、本人と配偶者、世帯主の前年所得が一定額以下であれば承認されます。 | 本人が30歳未満であるときに限って利用できる制度で、申請が承認されると保険料全額についての納付が猶予されます。納付猶予は、本人と配偶者の前年所得が一定額以下であれば、世帯主の前年所得にかかわらず承認されます。 | 本人が学生であるときに限って利用できる制度で、申請が承認されると保険料全額についての納付が猶予されます。学生納付特例は、本人の前年所得が一定額以下であれば、配偶者や世帯主の前年所得にかかわらず承認されます。 |

☆保険料免除などの承認された期間（多段階免除承認期間において一部納付がない期間は除かれます）は、老後に年金を受け取るための資格期間に含まれるだけでなく、万一の時に、障害年金や遺族年金を受け取る資格期間にも含まれます。また、失業された人は、離職票や雇用保険受給資格者証等を添付すれば、前年の所得に関係なく免除される特例もありますので、必ずご相談ください。

◆問い合わせ 市役所 保険医療課(☎内線714・860)、桜井年金事務所(☎0744-42-0033)へ

平成25年度 後期高齢者医療保険料の 決定通知書（兼納付通知書）を7月中旬に送付します

保険料の納めかたは、年金から天引きさせていただく「特別徴収」と、納付書または口座振替で納めていただく「普通徴収」の2通りがあり、特別徴収(年金天引き)と口座振替は選択できます。

特別徴収

老齢・退職年金などの年金受給額が年額18万円以上あり、後期高齢者医療保険料と介護保険料との合計額が年金額の2分の1以下で、年金からの天引きを希望される人は、年金から保険料を天引きさせていただきます。

| 年金支給月（保険料の徴収月） | | | | | |
|--|----|----|---|-----|----|
| 4月 | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | 2月 |
| 仮徴収 前年度2月の保険料額と同額を天引きさせていただきます。 | | | 本徴収 24年中の所得にて算定した保険料年額から仮徴収額を引いた残額を3回に分けて天引きさせていただきます。 | | |

※後期高齢者医療被保険者の一部の人は、すでに4月の受給年金から天引きさせていただいています。

普通徴収

特別徴収(年金天引き)に該当しない人は、納付書または口座振替により、保険料を納めていただきます。

口座振替の人は、申込まれた口座から納付月の25日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に引き落としとなります。新たに口座振替を希望される人は、納付通知書に同封の「天理市後期高齢者医療保険料口座振替依頼書」により申込んでください。

【平成25年度保険料期別納期限（普通徴収）】

| 期別 | 第1期(7月) | 第2期(8月) | 第3期(9月) | 第4期(10月) | 第5期(11月) | 第6期(12月) | 第7期(1月) | 第8期(2月) |
|------|----------|---------|----------|-----------|----------|-----------|-------------------|-------------------|
| 納付期限 | 7月31日(水) | 9月2日(月) | 9月30日(月) | 10月31日(木) | 12月2日(月) | 12月27日(金) | 平成26年 1月31日(金) | 平成26年 2月28日(金) |

※特別な理由もなく、保険料を滞納していると、納めていなかった期間に応じた措置がとられますので、後期高齢者医療保険料の納め忘れがないようにしましょう。

保険料の軽減

◎均等割額＝44,200円

下記の世帯（被保険者及び世帯主）は軽減します。

| 総所得金額等が下記の金額以下の世帯（被保険者及び世帯主） | 軽減割合 |
|---------------------------------------|--------|
| 33万円以下かつ被保険者全員が年金収入80万円以下（ただし、他の所得は0） | 9割軽減 |
| 33万円以下 | 8.5割軽減 |
| 33万円＋[24.5万円×被保険者数（被保険者である世帯主は除く）]以下 | 5割軽減 |
| 33万円＋[35万円×被保険者数]以下 | 2割軽減 |

◎所得割額＝賦課のもととなる所得金額×所得割率（＝8.1%）

賦課のもととなる所得金額（基礎控除後の総所得金額等）が58万円以下（年金のみで収入額153万円～211万円まで）の人は、5割軽減します。

◎後期高齢者医療保険に加入される前日に被用者保険の被扶養者であった人は、所得割はかからず、均等割額を9割軽減します。

※被用者保険とは、健康保険協会の健康保険、企業の健康保険組合による健康保険、船員保険、公務員の共済組合などです。

◆問い合わせ・ご相談

奈良県後期高齢者医療広域連合（☎0744-29-8430）
保険医療課福祉医療係（☎内線730・732）へ

国民健康保険の認定証・受給者証を更新します

【保険医療課】

●70歳未満の人

入院時の一医療機関での支払いが自己負担限度額までとなる「限度額適用認定証」を、申請により認定されずと交付いたします。入院の必要が生じた場合は、その月の間に申請の手続きを行ってください。なお、現在すでに認定証をお持ちの人で、8月以降も継続して入院される予定の人は、有効期限が7月31日までとなっていますので、7月1日から随時更新手続きを保険医療課で行ってください。

また、入院された場合、入院中の食事代を一部負担（1食260円）されることになっていますが、市民税非課税世帯の人で申請により認定されずと、一部負担額が1食210円となる「標準負担額減額認定証」を交付いたします。こちらも有効期限が7月31日までとなっていますので、7月1日から随時更新の手続きをお願いします。

◇申請に必要なもの 国民健康保険被保険者証

●国民健康保険高齢受給者証をお持ちの70歳以上75歳未満の人

国民健康保険の加入者で70歳以上75歳未満の人には、交付しています「国民健康保険高齢受給者証」の有効期限が7月31日までのため、新しい高齢受給者証を7月下旬に郵送いたします。旧高齢受給者証については各自で処分をお願いします。

また、市民税非課税世帯の人は、申請により認定されずと、入院にかかる一部負担金の限度額、食事代の一部負担額が低くなる「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付いたしますので、同封の申請書に必要事項を記入し、返信用封筒によりご返送ください。

●国民健康保険特定疾病療養受給者証をお持ちの人

国民健康保険の加入者で、厚生労働大臣が定める治療を長期間継続して行う必要がある人には、交付しています「特定疾病療養受給者証」の有効期限が7月31日までのため、新しい特定疾病療養受給者証を7月下旬に郵送いたします。なお、旧特定疾病療養受給者証については各自で処分をお願いします。

◆申請先・問い合わせ 保険医療課給付係（☎内線711・712）へ

夏の文化財展「発掘の現場から」

本市には、古墳時代後期・終末期（6～7世紀）の古墳が多数存在しています。この時期の古墳に多く見られる横穴式石室よこあなしきについて紹介します。

▶展示会「横穴式石室探訪～天理市内の横穴式石室～」

◇期 間 7月6日（土）～28日（日）
（ただし、8日・15日・16日・22日は休館）

◇時 間 9時～17時

◇会 場 文化センター1階展示ホール

◇入場料 無料

◇主な遺跡 石上・豊田古墳群



▲石上・豊田古墳群
きつねがお
狐ヶ尾8号墳の調査

▶講演会及び展示解説

◇日 時 7月14日（日）14時～

◇会 場 文化センター1階展示ホール

◇講 師 文化財課職員

☆申込みは不要です。

◆問い合わせ 文化財課（☎65-5720）へ

You & I

7月

ロビー・コンサート

市役所ロビー 12時20分～

12日

リコーダーアンサンブル
ユウイング

ディズニーメドレー

花は咲く／菅野よう子作曲 ほか

26日

ピアノ独奏
市川純也

オリジナル曲／市川純也作曲

ジャズスタンダードナンバー

次回は8月9日（金）

「ソウミュージック（のこぎり音楽）」

お楽しみに！

平成25年度 介護保険料の 決定通知書(納付通知書)を7月中旬に送付します

65歳以上の皆さん(第1号被保険者)の介護保険料は、市民税の課税状況などに応じて8段階に分けられます。市民税の確定に伴い、本年度の介護保険料が決まりましたのでお知らせします。

| 所得段階 | 対 象 者 | 介護保険料(年額) |
|------|---|-------------------|
| 第1段階 | 生活保護を受給している人 世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている人 | 28,320円(基準額×0.5) |
| 第2段階 | 世帯全員が市民税非課税(前年の合計所得金額+課税年金収入額)が80万円以下の人 | 28,320円(基準額×0.5) |
| 第3段階 | 世帯全員が市民税非課税で、第2段階に該当しない人 | 42,480円(基準額×0.75) |
| 第4段階 | 世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の人 | 56,640円(基準額) |
| 第5段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の人 | 65,100円(基準額×1.15) |
| 第6段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の人 | 70,800円(基準額×1.25) |
| 第7段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上400万円未満の人 | 84,960円(基準額×1.5) |
| 第8段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の人 | 99,120円(基準額×1.75) |

【介護保険料の納めかた】

年金から天引きの「特別徴収」と納付書または口座振替での納付の「普通徴収」の2通りがあります。

特別徴収

年金受給額が年額18万円以上の人は、原則として4月の年金から保険料を天引きさせていただきます。

| 年金支給月(保険料の徴収月) | | | | | |
|--|----|----|--|-----|----|
| 4月 | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | 2月 |
| 仮徴収 前年度2月の保険料額と同額を天引き(8月の金額は変更になる場合があります)。 | | | 本徴収 年額から仮徴収額を引いた残額を3回に分けて天引き(100円未満の端数は10月分に合算されます)。 | | |
| ※年額保険料を仮徴収と本徴収で調整しますが、前年度2月の年金天引き額が少ない場合、全期を通じて平均的な額にならず、本徴収額が仮徴収額より多くなることがあります(年額保険料が上がるわけではありません)。 | | | | | |

◎4月・6月・8月から特別徴収開始の人…各開始月から翌年2月までの回数で年金受給月に天引き

◎10月から特別徴収開始の人…7月・8月・9月は納付書または口座振替での納付の後、10月・12月・2月の年金受給月に天引き

普通徴収

特別徴収に該当しない人は、納付書または口座振替により、保険料を納付してください。
※納付書での納付の場合、一括での納付も可能です。

| 納付書の期別納期限 年間保険料を8回に分割して納付(100円未満の端数は7月分に合算) | | | | | | | |
|---|---------|----------|-----------|----------|-----------|-------------------|-------------------|
| 第1期(7月) | 第2期(8月) | 第3期(9月) | 第4期(10月) | 第5期(11月) | 第6期(12月) | 第7期(1月) | 第8期(2月) |
| 7月31日(水) | 9月2日(月) | 9月30日(月) | 10月31日(木) | 12月2日(月) | 12月27日(金) | 平成26年 1月31日(金) | 平成26年 2月28日(金) |

※口座振替での振替日は毎月25日(金融機関休業日の場合は翌営業日)です。

※新たに口座振替を希望する人は、決定通知書に同封の「天理市介護保険料口座振替依頼書」で申込んでください。
口座振替を開始するときは通知しますので、通知書が届くまでは、送付した納付書で納付してください。

ご注意

納期限が過ぎても納付がない場合、督促状(手数料50円が加算されます)を送付します。保険料を滞納していると、給付制限などの措置がとられますので、介護保険料の納め忘れがないようにしましょう。

◆問い合わせ・ご相談 介護福祉課給付係 (☎内線742・743・750・751) へ

7月 は 差別をなくす 強調月間です

【7月1日～31日】

【人権センター】

すべての人々が人権尊重の精神を当たり前の社会意識として身につけ行動し、人権を基本とした人間関係が広く社会に根付く「豊かな人権文化の創造」をめざしましょう。

誰もがいきいきと毎日を暮らしていくためには、一人ひとりが、お互いの人権を思いやることが大切です。そして身近なことから意識を持って、自分のできることからはじめられれば、誰もが大切にされる優しい、ぬくもりのある社会に近づいていくのではないのでしょうか。

市内小・中学生

人権啓発ポスター・標語展

市内の小・中学生による、人権啓発ポスター及び標語作品の展示を行います。

◇期間 7月22日(月)～8月15日(木)
(土・日曜日と祝日は除く)

☆8月2日(金)は作品の入れ替えを行います。

◇時間 8時30分～17時15分

◇場所 市役所 1階ロビー



▲人権啓発ポスター
櫛本小学校6年生 貴田瑞稀さんの作品



人権相談

定例人権相談

- ◇日時 7月8日(月) 10時～15時
- ◇場所 市役所1階 122相談室

特設電話人権相談

- ◇日時 7月11日(木)・12日(金) 10時～14時
- ◇場所 市役所5階 522会議室
- ◇電話 ☎63-1001 (内線522)

一人で悩まず
相談して
みませんか？



- ◆問い合わせ
人権センター(☎65-0130/FAX65-3872)へ

「差別をなくす強調月間」

月間中の行事

人権ふれあい集会2013

◇日時 7月6日(土) 13時30分～

◇場所 市民会館(やまのべホール)

◇出演 沢田知可子さん(歌手)

歌セラピーコンサート

コミュニティーセンター

【人権センター】

・教室生作品展示

7月1日(月)～7月16日(火)

・七夕会

7月3日(水)

・街頭啓発

7月11日(木)

【御経野コミュニティーセンター】

・研修会

7月12日(金)

【嘉幡コミュニティーセンター】

・高齢者交流会

7月9日(火)・10日(水)

公民館

【東部公民館・祝徳公民館】

・校区人推協総会 7月13日(土)

・高齢者学級(東部)

7月下旬

・高齢者学級(祝徳)

7月下旬

【樺本公民館】

・校区人推協総会 7月5日(金)

・高齢者・女性学級合同人権学習会
7月18日(木)

【丹波市公民館】

・高齢者学級人権学習会
7月6日(土)

・校区人推協総会 7月13日(土)

【前栽公民館】

・成人・女性学級合同人権研修
7月13日(土)

【二階堂公民館】

・校区人推協総会 7月13日(土)

【井戸堂公民館】

・校区人推協総会 7月5日(金)

・高齢者・女性学級合同人権学習会
7月22日(月)

【柳本公民館・式上公民館】

・高齢者・女性学級合同人権学習会
(式上) 7月6日(土)

(柳本) 7月29日(月)

・校区人推協総会 7月13日(土)

【朝和公民館】

・女性学級人権学習会
7月13日(土)

・高齢者学級人権学習会
7月19日(金)

・校区人推協総会 7月下旬

【福住公民館・山田公民館】

・校区人推協総会 7月13日(土)

【幼稚園、小・中学校及び保育所】

・家庭教育学級や人権教育研修会、
など様々な取り組みを実施します。

奈良マラソン2013

12/7 (土) 3kmジョギング
12/8 (日) マラソン/10km

第4回「奈良マラソン2013」が12月8日に開催されます。全国から1万人のランナーが古都奈良をスタートし、折り返し地点が設けられた天理市内を疾走します。ランナーを励ますため、沿道からの大声援や楽器演奏、ボランティアの心のもったげんざいのふるまいなどは、奈良マラソンの名物となっています。

初冬の奈良、天理を駆け巡るランナーに励ましのエールを沿道から送りましょう。

ボランティア大募集!!

個人での参加はもちろん、友人や職場の仲間との「グループボランティア」、親子と一緒に参加できる「ファミリーボランティア」も受け付けていますので、ふるって参加ください。

◇活動日時・内容

・12月7日(土) 8時30分～20時30分
歩行者誘導など

・12月8日(日) 6時30分～16時30分
大会当日の活動(沿道整理、給水・給食活動、スタート・ゴール会場及びコース上での活動)

◇募集人員 4,000人(先着順)

◇募集期限 8月20日(火)まで

(定員になりしだい締め切り)

◇場所 鴻ノ池陸上競技場及びその周辺、奈良・天理市内コース沿道

◇応募資格及び条件 健康で元気な人・中学生を除く15歳以上の人(ただし小学5・6年生、中学生が保護者と一緒に参加できる「ファミリーボランティア」もあります)。

その他主催者、大会運営関係者の指示や連絡事項を厳守していただける人。

◇申込み 専用の申込用紙(「奈良マラソン2013」ホームページからダウンロードするか、市役所5階教育総務課または1階受付、長柄運動公園内市民体育課などで入手)に必要事項を記入のうえ、奈良マラソンボランティアセンターへ郵送またはホームページで問い合わせ 奈良マラソンボランティアセンター(☎0742-21-7880/10時～16時/土日・祝日を除く)へ

「どうしたの？ そのひとひと」 ホットする

「あたたかく、人に優しい、

この標語は天理南中学校 三宅拓真さんの作品です。

思いやりのある天理っ子」を育てるために！

七月・八月は「青少年の非行問題に取り組み、社会を明るくする運動」強調月間です。青少年健全育成天理市民会議は、本年度も「天理っ子」育成推進運動を進めている「あいさつ」運動を支援するとともに、「小さな親切」「環境美化活動」などを重点項目にすえて青少年健全育成推進運動に力を注いでいきます。

本市では二十一世紀を担う「あたたかく、人に優しい、思いやりのある天理っ子」を育てるため「天理っ子」育成推進運動を展開しています。

皆さんの地域の子どもたちは、元気なあいさつを交わしていますか。また自分から進んで声が出ているでしょうか。

あいさつは「自分がここにいるよ」と相手に知らせるのと同時に、「あなたがいるのをわかってるよ」と相手に知らせる大切な役割を持っています。一つのあいさつがきっかけとなり、人と人のつながりが広がっていきます。

はじめてみましょう

まずは、「おはよう」

の一声から

家庭での豊かな会話（コミュニケーション）は、子どもたち

ちを健やかに育むうえで無くてはならないものです。そしてその基本は「あいさつ」ではないでしょうか。「おはよう」「行ってらっしゃい」など一声のあいさつから気持ちが変わり、会話へと広がっていきます。

また、朝、近くの子どもたちに出会ったら、自分の子どもに声をかけよう。最初は恥ずかしいかもしれませんが、返ってくると思います。「あいさつ」を通して、家庭では会話がはずみ、地域では今まで知らなかった人たちが仲良くなっていく。そんな家庭や地域には、きつとすばらしい「天理っ子」が育つでしょう。

青少年健全育成推進運動 ポスター・標語 作品募集

◇対象 市内在住・在勤・在学の人

◇内容 いのち・友達（友情）・家庭（家族愛）・夢・チャレンジ・自然環境・あいさつなど、青少年健全育成の推進に関するもの（青少年健全育成全般）。

◇規格及び応募数（ポスター・標語のいずれか、1人1作品）

- ・ポスター…呼びかけの言葉を入れ、4つ切り画用紙に描いたもの
- ・標語…ハガキまたはハガキ大（約10センチ×15センチ）の用紙に書いたもの

◇応募方法 いずれも住所（郵便番号）・氏名（ふりがな）・電話番号・勤務先（在学中の人は、学校名・学年）を明記し、事務局へ郵送または直接（土・日曜日と祝日を除く）提出してください。

◇募集期間 7月1日（月）～9月24日（火）（必着）

◇その他

- ・応募作品は未発表のものとし、原則として返却できません。
- ・作品の著作権は、すべて主催者側に帰属します。
- ・応募作品には記念品を贈呈します。
- ・特に優秀と認められた作品は、11月開催予定の「青少年を守り育てる市民の集い」にて表彰します。また、機関紙などに発表するとともに今後の啓発資料などで活用します。

◆応募先・問い合わせ 〒632-0033 天理市勾田町109-1 天理市教育総合センター内
青少年健全育成天理市民会議事務局（☎63-0316・FAX63-0053）へ



毎月19日は「天理の食育の日」
野菜たっぷり、みんなで食べよう！

鮭の黒酢あんかけ



鮭の黒酢あんかけ

黒酢の中に含まれるクエン酸には、食欲増進、疲労回復に効果があります。

- ①生鮭は塩こしょうをふり、小麦粉を薄くまぶす。
- ②玉ねぎは、くし切り、にんじん、ピーマンは細切りにする。
- ③フライパンにサラダ油を熱し、①を両面焼き、器に盛る。
- ④鍋にAを煮立て、黒酢、②の野菜を加える。火が通ったら、水溶き片栗粉を加えてとろみをつけ、③にかける。

小松菜の磯部和え



小松菜の磯部和え

磯の香りがさわやかな和え物です。

- ①小松菜は、たっぷりの熱湯でゆでた後、冷水にさらし、水気を切り、3～4センチ長さに切る。
- ②もやしは熱湯で、ゆでた後、ざく切りにする。
- ③焼きのりはあぶって、ビニール袋に入れて細かくもむ。
- ④しょうゆ、だし汁をあわせ、①と②を和え、③を加えて器に盛る。

材料（2人分）

鮭の黒酢あんかけ

- 生鮭 …………… 2切れ(180g)
 - 玉ねぎ …………… 1/4個(50g)
 - にんじん …………… 1/4個(35g)
 - ピーマン …………… 1/2個
 - 小麦粉 …………… 適量
 - 塩こしょう …………… 少々
 - 水 …………… 200cc
 - 鶏がらスープ …… 小さじ1/2
 - 砂糖 …………… 大さじ2
 - しょうゆ …………… 大さじ1/2
 - 黒酢 …………… 大さじ3
 - サラダ油 …………… 小さじ2
 - 水溶き片栗粉 …………… 適量
- (エネルギー 258kcal/塩分 1.2g)

小松菜の磯部和え

- 小松菜 …………… 50g
 - もやし …………… 50g
 - しょうゆ …………… 小さじ1
 - だし汁 …………… 10g
 - 焼きのり …………… 全型1枚
- (エネルギー 17kcal/塩分 0.4g)

※栄養価は1人分です。

●消費生活相談

毎週月～金曜日 10時～16時
市役所地下 消費生活センター（☎内線770・785）

消費生活相談窓口から

知って 暮らしの おきたい 知識 ②10

そのネットショッピング



【相談】インターネット通販で、有名ブランドのバスケットシューズが安く販売されていたので注文した。代金前払いで国内の銀行に振り込んだが、注文とは別の商品が国際便で届いた。「商品違いのため交換希望」をメールしたが、おかしな日本語で、意味不明な返信が届いたときり、注文した商品が送られてこない。

【アドバイス】ネット上には有名ブランドやメーカーの模倣品を販売するサイトがたくさんあります。特に海外の事業者による日本の消費者向けウェブサイトでのトラブルが多く、平然と「正規品」などと記載しています。

海外の事業者との対応はセンターでは難しく、海外ショッピングトラブルの相談

窓口である「消費者庁越境消費者センター」を紹介しました。商品の真んについては、メーカーの判断が必要ですが、相談者が購入した商品は、きわめて模倣品の可能性が高いと判断されました。警察へ連絡し、振込先銀行へ連絡することを伝えましたが、業者とはすでに連絡が取れなくなり、被害の回復はほとんど不可能な状況です。

模倣品は権利侵害品に該当し、輸出入が禁止されています。個人が利用するつもりで、模倣品と知らずに購入した場合でも、購入した消費者が違法に問われる可能性があります。交換や返品のためであっても、海外に送り返すこともできません。

模倣品を販売するウェブサイトの見きわめ方は、①正確な運営情報（運営者氏名・住所・電話番号など）の記載がない②正規の価格よりも極端に値引きされている③日本語の表記が不自然④支払い方法が銀行振込のみで、クレジットカードが利用できないなどです。

安いからといって安易に購入することは、絶対に避けましょう。

模倣品は権利侵害品に該当し、輸出入が禁止されています。個人が利用するつもりで、模倣品と知らずに購入した場合でも、購入した消費者が違法に問われる可能性があります。交換や返品のためであっても、海外に送り返すこともできません。

窓口である「消費者庁越境消費者センター」を紹介しました。商品の真んについては、メーカーの判断が必要ですが、相談者が購入した商品は、きわめて模倣品の可能性が高いと判断されました。警察へ連絡し、振込先銀行へ連絡することを伝えましたが、業者とはすでに連絡が取れなくなり、被害の回復はほとんど不可能な状況です。

市民大学開講式

いくつになっても
学びたい！

Photo News

まちの 話題



▲意欲的に学ぶ受講生

さまざまな教養講座を楽しみ、いつまでも健やかで心豊かに過ごせるようにと「百歳天理・市民大学」の1回目が5月24日、文化センターで開かれました。

開講式では、南市長からあいさつの後、長年にわたり講師を務められている東大寺長老の狭川宗玄先生に感謝状が手渡されました。その後、狭川先生から「仏教の深い意味を知る」をテーマに講演があり、参加した約120人の受講生は、熱心に先生の話に聞き入っていました。

天理っ子遺跡探検隊 2013



▲意外に知らない郷土の歴史に興味津々

郷土の文化財を学ぶ

遺跡や古墳を巡り、郷土の文化財について知識を深めてもらうとうとう5月25日、「遺跡探検隊」が催されました。

集まった約20組の親子らは、黒塚古墳を出発し、長岳寺五智堂、中山大塚古墳、櫛山古墳などを巡りました。

各ポイントでは文化財課職員からクイズを交えて説明があり、親子で相談したり、メモをとるなど楽しく過ごしました。

また、子どもたちから多くの質問があり、難題に職員が戸惑う場面も。参加者は遺跡など探検を通して、知識と郷土愛を深めていました。

青年海外協力隊の 北井さんが帰国報告



▲縫製など手掛けたことを報告する北井さん

JICA(青年海外協力隊)ボランティアとして、エクアドルに2年間派遣された北井謙伍さんが帰国し、5月30日、南市長に表敬訪問を行いました。

北井さんは、派遣先のエクアドルで、縫製やミシン作業、パターン製作などの技術指導にあたりました。パターン製作が日本とエクアドルでは異なっており、実際に着物などを作り、日本の縫製方法を理解してもらい、両国の良さを取り入れた指導方法を行ったそうです。

今後は、さらに自分のスキルに磨きをかけ、将来は、海外で服飾の指導員に就きたいと決意を新たに話されていました。

大和高原で 植物観察& 森林浴ウォーク



▲奈良植物研究会会員の誘導で植物観察する参加者



◀イタドリのお浸し、よもぎの天ぷらなど10種類の山野草料理でおもてなし

5月26日、大和高原の福住地区周辺で「てくてくてんり『春』植物観察&森林浴ウォーク」が行われました。

約100人の参加者は8キロのコースを歩きながら、奈良植物研究会の森本範正氏、前田徳男氏、尾上聖子氏による現地案内で、大和高原に自生する珍しい草花や樹木を観察しました。その後、山田公民館での昼食では、福住校区郷土活性化プロジェクト協議会の人たちや、食生活改善推進員らによる山野草料理のふるまいがあり、参加者は舌鼓を打っていました。

昼食の後、福住いにしえ会の岡田忠弘さんによる「七曲峠」の案内では、森林浴ウォークも満喫した参加者。

「草花の名前がよくわかった。何より地元の人のおもてなしがうれしかった」と参加者は目を細めていました。

“はっけよい” 真っ向勝負 ～感謝から学ぼう 日本の心～



▲土俵際での真剣勝負！



◀一心不乱で勝負にかける両者

相撲を通して感謝と日本の心を学び、相撲に関心を持ってもらおうと6月8日、「わんぱく相撲天理井戸堂場所」が井戸堂小学校で行われました。
天理・山添・都祁地区の小学1年生から6年生までのわんぱく力士約70人が参加。まわし姿で土俵に登場すると、「はっけよい」のかけ声と同時に勢いよく相手にぶつかり、真っ向勝負で会場を沸かせていました。
4年生から6年生までの各学年の部で優勝したわんぱく力士は、7月下旬に両国国技館で開かれる全国大会に出場します。

夏の節電のすすめ

今年も暑い夏がやってきました。夏はエアコンや冷蔵庫などの消費電力が増える季節です。ご家庭の電気料金の節約や地球温暖化防止のため、この機会に今一度ご家庭の電気の使い方を見直してみませんか。

夏の日中の消費電力の76%はエアコンと冷蔵庫

夏の日中(14時頃)には、在宅世帯は1,200Wの電力を消費しており、そのうちエアコンが約半分を占めています。日中のエアコンの使い方が、夏の節電のポイントとなります(グラフ①)。

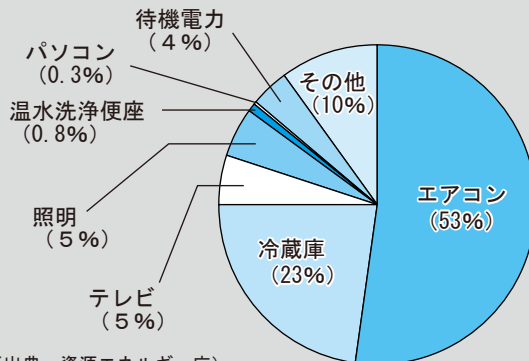
※エアコンは体調に合わせて使用し、熱中症などには十分に気を付けて下さい。

◎室温は28℃を目安に設定しましょう。

◎ゴーヤ・朝顔などのグリーンカーテンや、すだれ・よしずを活用しましょう。

◎上手に扇風機を使用しましょう。

▶グラフ① 夏の日中(14時頃)の消費電力(全世帯平均)



(出典：資源エネルギー庁)

家庭での消費電力の44%は「冷蔵庫、照明、テレビ、エアコン」

節電は、消費電力の大きいものから行うことがポイントです(グラフ②)。

◎冷蔵庫の温度設定を見直してみましょう。

◎できるだけ冷蔵庫の扉の開閉時間を短くし、食品を詰めすぎないようにしましょう。

◎人のいない部屋や廊下の照明はこまめに消灯しましょう。

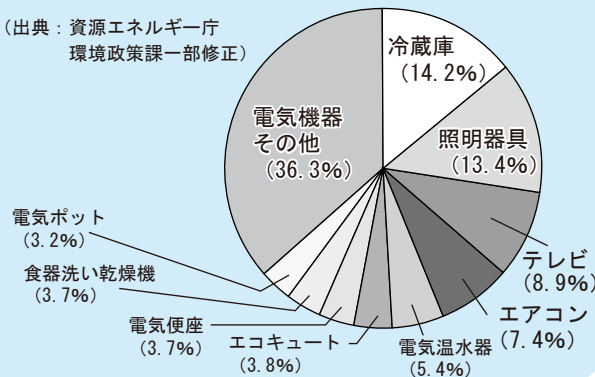
◎照明の明るさを調整しましょう。

◎テレビのつけっぱなしはやめましょう。

◎テレビを見ない時はコンセントを抜きましょう。

▶グラフ② 家庭部門世帯あたり電気使用量(2009年)

(出典：資源エネルギー庁
環境政策課一部修正)



◆問い合わせ 環境政策課(☎内線269・274)へ

外国人住民の皆さんへ 7月8日から

外国人住民の人も「住基ネット」 「住基カード」の運用が始まります

●住基ネットの運用開始に伴い、外国人住民の人の住民票に住民票コードが記載され、7月8日以降、その住民票コードがご本人に通知されます。

住民票コードは住基ネットで全国共通の本人確認を行う際に必要不可欠な、無作為の11桁の番号です。

●外国人住民の人も住基カードの交付を受けることができます。

写真つき住基カードは公的な証明書としても使えます。住基カードに電子証明書を格納することで、電子証明書による本人確認を必要とする行政手続のインターネット申請ができるようになります。

※住基ネットに関する詳しい内容につきましては、総務省「住民基本台帳ネットワークシステム」のホームページを、住基カードに関する詳しい内容につきましては「住民基本台帳カード総合情報サイト」をご覧ください。

※外国人住民に関する住民基本台帳制度の電話相談窓口(外国人住基コールセンター/8時30分~17時30分/日本語・英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応可)を平成26年3月31日まで開設します。

☎0570-066-630(ナビダイヤル)、☎03-6301-1337(IP電話、PHSからの通話の場合)

※7月29日(月)と7月30日(火)の両日は、電子証明書の発行・失効業務ができませんのでご了承ください。

◆問い合わせ 市民課(☎内線704)へ

7月8日(月)から、外国人住民の人についても「住基ネット」の運用が開始されます。また、「住基カード」の交付を受けることができるようになります。

※「住基ネット」：住民基本台帳ネットワークシステム
※「住基カード」：住民基本台帳カード

市民相談

くらしの悩みごと・心配ごとなど
お気軽にご相談ください

| 相談名 | 相談員 | 日時・場所 | 問い合わせ |
|----------------|----------------------------|--|--|
| 人権相談 | 人権擁護委員 | 毎月第2月曜日 10時～15時 [122市民相談室] (10月・1月は祝日のため第2火曜日) 〈相談内容〉人権問題にかかわるさまざまなこと | 人権センター (☎65-0130) |
| 行政相談 | 行政相談委員 | 毎月第2月曜日 10時～15時 [123市民相談室] (10月・1月は祝日のため第2火曜日) | 自治振興課 (☎内線439) |
| 法律相談 | 弁護士 (奈良弁護士会派遣) | 毎月第1・2・4水曜日 13時～16時10分 (1月は第2・3・4水曜日) [122市民相談室] | 自治振興課 (☎内線439) 予約が必要 電話でも予約可 |
| | 司法書士 (奈良司法書士会派遣) | 毎月第3火曜日 13時～16時20分 [122市民相談室] | |
| 女性のための法律相談 | 女性弁護士 (奈良弁護士会派遣) | 毎月第1金曜日 13時～16時 (1月は第2金曜日) [男女共同参画プラザ2階相談室] | 男女共同参画課 (☎68-2666) 予約が必要 電話でも予約可 |
| 女性のためのこころの相談 | 女性の専門相談員 (フェミニストカウンセラー) | 毎月第2金曜日 13時～16時 (1月は第3金曜日) 毎月第4金曜日 9時30分～12時30分 (12月は第3金曜日、1月は第5金曜日) [男女共同参画プラザ2階相談室] | 電話でも予約可 |
| 女性のためのこころの電話相談 | 女性の専門相談員 | 毎月第1・2・3木曜日 13時～16時 (1月は第2・3・4木曜日) | 相談専用電話 (☎62-8801) |
| 男性のためのこころの電話相談 | 男性の専門相談員 | 毎月第4木曜日 18時～21時 (1月は第5木曜日、12月・3月を除く) | |
| 消費生活相談 | 専門の相談員 | 毎日10時～12時/12時45分～16時 (土・日曜日、祝日は除く。初回受付は15時30分まで) [消費生活センター] | 消費生活センター (☎内線770・785) 商工課 (☎内線262) |
| 家庭児童相談 | 専門の相談員 | 毎日8時30分～17時15分(土・日曜日、祝日は除く) [家庭児童相談室] | 相談室 (☎内線772) ※事前に相談室までお問い合わせください。 |
| 母子生活相談 | 専門の相談員 | | |
| 母子貸付相談 | 県派遣の専門相談員 | 毎月第1・3月曜日 8時30分～17時15分 [家庭児童相談室] | 児童福祉課 (☎内線268) |
| 教育相談 | 専門の相談員 | 毎日9時～17時 (土・日曜日、祝日、時間外は留守番電話で受付) 〈相談内容〉いじめ、不登校、学校生活、子育てに関する悩み | 教育総合センター内 いちょうの木テレホン (☎63-3255) |
| 心配ごと相談 | 民生委員 児童委員 | 毎週木曜日 9時～15時 [122市民相談室] | 社会福祉協議会 (☎61-2200) |
| 住宅相談 | 奈良県に登録の住まいづくりアドバイザー | 毎月第4金曜日 (4月は除く) 13時～16時 (ただし、12月は第3金曜日) [122市民相談室] | 住宅課 (☎内線308) ※内容により回答できない場合があります。事前にお問い合わせください。予約が必要。 |

くらしの情報



お知らせ

石上児童館 夏休み期間中の休館日変更

石上児童館では夏休み期間中（7月21日～8月31日）の休館日を日・月曜日から土・日曜日に変更します。

◇利用時間

9時～11時（自主学習）、11時～17時（自由遊び）、12時～13時（昼食・休憩）

◇対象

市内在住の小学生から児童安全カード（同児童館にあり）の提出が必要

☆遠方の児童は、保護者の送迎が必要です。

◇問い合わせ

石上児童館（☎65-3825 / 日・月曜日・祝日は休館）へ

就学についての教育相談

来年4月から小学校に入学されるお子さん（平成19年4月2日～平成20年4月1日生まれ）を対象に、教育相談を行います。

入学にあたって、心配なことや不安に思っていることなどご相談ください。

◇日時

8月6日（火）・20日（火）・22日（木）・27日（火）・29日（木）、10月3日（木）・8日（火）・10日（木）・17日（木）いずれも10時～16時

◇場所

かがやきプラザ

☆相談当日にお子さんの様子のわかるもの（母子手帳・診断書・発達相談の記録・作品など）があれば持参してください。

◇申込み・問い合わせ

7月2日（火）から電話で学校教育課（☎内線520）へ

フットサルが利用できます

市民体育課でフットサルの用具の貸し出しを行います。

◇使用できる施設

健民運動場、白川ダム運動場、福住運動場、二階堂運動場、天理ダム運動場
☆天理ダム運動場にはゴールを設置しています。ただし、ゴールネットはありません。☆組み立て式の簡易ゴールやゴールネットは、使用当日

に長柄運動公園にて貸し出します。

◇申込み・問い合わせ

市民体育課（☎67-1291 / 水曜日は休館）へ

介護支援専門員

実務研修受講試験

◇試験日

10月13日（日）

◇受験申込受付期間

7月10日（水）～26日（金）

◇受験申込書の配付場所

県社会福祉協議会福祉人材センター・県健康福祉部長寿社会課・市介護福祉協議会福祉人材センター（☎0744-26-0225）へ

◇問い合わせ

県社会福祉協議会福祉人材センター（☎0744-26-0225）へ

子育て女性のための就職無料相談

「働きたい」「働き続けたい」お母さんの就職を応援します。

◇期間

7月～平成26年3月までの毎月第4木曜日

◇時間

9時～12時（1人60分程度 / 予約制）

◇場所

男女共同参画プラザ

◇内容

専門相談員による就職相談・仕事と子育ての両立に役立つ情報提供など

◇申込み・問い合わせ

子育て女性就職相談窓口（☎0742-24-1150）へ

催し

真夏のオーケストラ ～夏休み名曲コンサート～

今回のテーマは「リラック ス・クラシック2」と題して開催します。

指揮者体験コーナー

もあります。

◇日時

8月11日（日）14時開演 / 13時15分～ロビーにて楽器体験あり

◇場所

市民会館（やまのべホール）

◇指揮

安野英之

◇演奏

天理シテイオーケストラ、天理小学校オーケストラ

◇プログラム

・アンダーソン：「サンドペーパーバレエ」 「忘れら

れた夢」

・モーツァルト：「アイネ・クライネ・ナハトムジーク 第1楽章」ほか

◇入場料

無料（整理券不要）

☆未就学のお子さんも入場できます。

◇問い合わせ

文化センター内天理シテイオーケストラ事務局（☎63-5779 / 月曜・祝日は休館）へ

桃尾の滝開き

桃尾の滝は、高さ約23メートルで「布留の滝」ともいわれ、和歌にも詠まれ親しまれてきました。

滝壺の手前左側に刻まれた不動三尊磨崖仏は鎌倉時代のもので、県下でも屈指の名不動といわれています。

当日は、神事による滝開きが行われます。

◇日時

7月21日（日）14時～（荒天中止）

◇場所

桃尾の滝（滝本町地内）

◇問い合わせ

観光課内観光協会事務局（☎内線208）へ

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の交付について

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日(水)までとなっております。この認定証は、市民税非課税世帯の人が対象で、通院、入院される時または在宅診療を受けられる時に医療機関に提示されますと1カ月の自己負担額が一定の金額までになり、また入院の場合は食事代の負担額が減額されます。

☆現在、この認定証をお持ちで、8月1日以降も引き続き非課税世帯となる人は、更新手続きが不要で、7月末頃に認定証を送付します。

☆認定証をお持ちでない人で対象となる人は、随時申請手続きを行ってください。

◇申請に必要なもの

後期高齢者医療被保険者証、印鑑(被保険者)、代理人申請の場合は本人(代理人)を確認できる書類、委任状(親族以外の代理人申請の場合)

「ひとり親家庭等医療受給資格証」をお持ちの人へ

ひとり親家庭等医療受給資格証の有効期限は、7月31日(水)までとなっておりますので、資格の更新及び受給資格証の交付を行います。受給対象になると思われる人には、申請書などを郵送しますので、必要事項を記入して返送してください。

※平成23年8月から、父子家庭の父子などとそれに準ずる人も医療費の助成対象となっております。この制度は、ひとり親家庭等の父母などと18歳未満の児童に医療費の一部(医療保険の自己負担額)を助成するものです。助成を受けていただくには受給要件がありますので、該当すると思われる人は、保険医療課へ問い合わせください。

小学生の入院医療費の一部助成について

平成24年8月から小学生のお子さんが入院されたときの医療費(保険診療分)が助成対象となっております。

◇手続きについて

「受給資格証」はありませんので、医療費の支払後、保険医療課で請求の手続きをしてください。

◇申請に必要なもの

- ・入院医療費の領収書
- ・印鑑(みとめ印)
- ・お子さんの健康保険証
- ・振込先がわかるもの(扶養義務者名義の通帳など)
- ・高額療養費支給決定通知書(高額療養費に該当の場合)

◆問い合わせ 保険医療課福祉医療係(☎内線 730・732)へ

夏休み子ども一日図書館員

図書館の仕事を経験してみませんか。書庫や移動図書館車など、普段立ち入ることができない場所も見学できます。

◇日時 7月24日(水)・25日(木) 9時30分〜12時30分

◇場所 市立図書館

◇対象 市内の小学4年生〜6年生

◇定員 各回先着4人

◇持ち物 エプロン、筆記用具

◆申込み・問い合わせ 7月5日(金) 9時から直接、または、電話で市立図書館

(☎63-0739) / 月曜日は休館)へ
第15回福住氷まつり

◇日時 7月15日(月) 9時30分〜9時受付

◇場所 復元氷室(福住町井之市)・福住小学校

◇内容 氷残量あてクイズ

・やまだこども園、小・中学校の作品展示

・模擬店(かき氷、冷やしそうめん、わらび餅、唐揚げ、フライドポテト、おにぎりなど)

・田原太鼓・体力測定・健康

コーナー(13時〜15時) ◆問い合わせ 福住公民館(☎69-2001)へ

「天理っ子ひろば」に参加しませんか

親子でふれあひながら、楽しいひと時を過ごしましょう。

◇日時 9月3日(火) 10時〜11時15分

◇場所 中央保育所

◇対象 0歳(4カ月)から就学前の子どもとその保護者

◇定員 先着30組

◆申込み・問い合わせ 7月4日(木)から電話で児童福祉課(☎内線238)へ

アットホームスペース開催中

手芸や読書など、ゆったりとした気持ちで過ごせる空間を提供します。

◇日時 毎月第2金曜日(祝日の場合は前日) 9時30分〜12時

◇場所 男女共同参画プラザ(かがやきプラザ)

☆だれでも参加できます。☆10時からシアターもあります。詳しくはホームページをご覧ください。

◆問い合わせ 男女共同参画課(☎68-2666/日曜日休館)へ

講座・教室

沐浴教室に参加しませんか

◇日時 8月4日(日) 13時〜16時/受付12時45分

◇場所 保健センター

◇内容 沐浴体験・先輩親子との交流など

◇対象 市内在住の妊娠中の人とパートナーや家族

◇定員 先着20組

◇持ち物 母子手帳、筆記具、お茶

◆申込み・問い合わせ 健康推進課(☎内線777)へ

夏休みクッキング教室

楽しい料理教室に参加しませんか。パパ、ママと一緒に作って食べる楽しみを体験しましょう。

◇日時 8月5日(月) 9時30分～13時
◇場所 前裁公民館

◇対象 市内在住の子ども(3歳～小学生)とその保護者
◇定員 先着10組

◇参加費 大人：200円、子ども：100円

◇申込み・問い合わせ 7月19日(金)までに健康推進課(☎内線777)へ

ふれぷち教室に参加しませんか

親子でふれあい遊び、手遊びや育児講座など子育てについて学びあい、親子で楽しく過ごしましょう。

◇日時 8月6日(火) 9時30分～11時15分

◇場所 すこやかホール
◇対象 平成24年12月5日～平成25年5月5日生まれまでのお子さんとその保護者

◇定員 10組(申込み多数の場合は抽選。ただし第1子を優先とします)

☆参加者には児童福祉課から

連絡します。

◇受講料 無料
☆おやつ代など実費が必要で

◇申込み・問い合わせ 7月2日(火)から26日(金)までに電話で児童福祉課(☎内線238)へ

市民公開講座

あなたの大腸にも「がん」の芽があるかもしれません。早期発見・早期治療を。

◇日時 7月14日(日) 14時～16時

◇場所 文化センター 3階文化ホール

◇講師 森澤利之氏(天理よろづ相談所病院消化器内科)

◇申込み 不要(受講料無料)

◇問い合わせ 健康推進課(☎内線777)へ

御経野児童館 夏休み工作教室

◇日時・内容 7月25日(木) 低学年：9時30分～12時 「ビー玉を使った万華鏡」

・高学年：13時～15時30分 「光る星座ボードと星座絵の空き缶ランタン」

◇場所 御経野児童館
◇講師 橋本高志氏(ゆめづくりあそび屋)

◇対象 小学生(市内在住・在学・在勤者の子ども)

◇定員 各回先着15人

◇参加費 300円(材料費)

◇申込み・問い合わせ 7月6日(土)から13日(土)までに、本人か保護者が参加費を添えて御経野児童館(☎63-0436/日・月曜日・祝日は休館)へ

募集

果樹農家のお手伝いをしてみませんか!

「天理市果樹生産作業従業員バンク」の登録者を募集します。果樹栽培に関心のある人で、果樹の勉強をしたい、将来は果樹栽培をしてみたい人を募集します。

登録後は、果樹農家の剪定や収穫などの時期に臨時作業員として従事してもらいます。
◇申込み・問い合わせ 農林課(☎内線241・256)へ

天理市「農商工・観光」いきいきパートナー募集

市が中心となって行う「農業、商業、工業、観光」の振興を目的とする各種イベント

に協力していただける人(店舗・団体など)を『天理市「農商工・観光」いきいきパートナー』として募集します。

地域の活性化に情熱を持っている人はぜひ、ご応募ください。詳しくは、市ホームページまたは、問い合わせ先まで。

◇申込み・問い合わせ 観光課(☎内線207)、商工課(☎内線262)、農林課(☎内線241)へ

市民体育大会 参加者募集

◇合気道
◇期日 8月4日(日)

◇場所 北中学校柔剣道場

◇種別
・演武：小学生(低・中・高学年別)、中学生、一般(無有段)

・短刀乱取：小学生(低・中・高学年別)、中学生(男女)、一般(男女)

・徒手乱取：一般(男女)

◇申込期間 7月1日(月)～16日(火)
◇参加資格 市内在住・在勤・在学の人(修養科生は除く)
◇申込み・問い合わせ 長柄運動公園内 市民体育課(☎67-1291/9時～17時/水曜日は休館)へ

「メロディーパトロール」活動を推進しています!

県警では「日本一安全で安心して暮らせる奈良の実現」に向けて、住民の安全・安心感を高める「メロディーパトロール」活動を積極的に推進しています。幼児・児童などを被害から防止するための指導キーワード「いかのおすし一人前」のメロディーにのせ、防犯意識を高めるための啓発標語などをパトカーや白バイから流して、警察官が身近でパトロールしていることを広く住民の皆さんにお知らせしています。

今後とも、皆さんに安全と安心をお届けするため、積極的かつ効果的なメロディーパトロールを実施していきますので、ご理解とご協力をお願いします。

◆問い合わせ 地域安全課(☎内線280)へ

天理市育英会の育英生募集

◇対象 つぎの諸要件を満たす人

- ・市内在住の人
- ・高等学校・高等専門学校・大学または専修学校（修業年限2年以上などの要件があります）に在学する人
- ・向学意欲があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難と認められる人
- ・他の育英会などから学資の貸与または給付を受けていない人

◇貸与額 月額15,000円の範囲内

◇償還方法 卒業後10年以内に月賦で償還していただきます。

◇募集人数 若干名

◆申込み・問い合わせ 7月31日（水）までに学校教育課（☎内線517）へ

北中学校夜間学級生募集

あなたのまわりに、ことや文字の読み書きで困っている人はおられますか。

本市の北中学校夜間学級は、様々な理由で義務教育を受けられなかった人で18歳以上の人も、また、いつからでも

入学できます。授業料は無料です。

夜間学級は、丹波市小学校の敷地内にあります。

◆問い合わせ 夜間学級（☎63-5793/14時以降）、または学校教育課（☎内線541）へ

自衛官など募集のご案内

◇種目・資格

- ①自衛官候補生：18歳以上27歳未満の人
- ②一般曹候補生：18歳以上27歳未満の人
- ③航空学生：高等学校卒業（見込み含む）〜21歳未満

◇受付期間

- ①男子：問い合わせてください。
- ②女子：8月1日（木）〜9月6日（金）

②・③：8月1日（木）〜9月6日（金）

②・③：8月1日（木）〜9月6日（金）

◇一次試験日

- ①男子：9月中旬〜下旬
- ②女子：9月22日（日）〜26日（木）
- ③9月16日（月）・17日（火）
- ④9月21日（土）

◆申込み・問い合わせ

自衛隊天理募集案内所（☎63-2540）へ

環境クリーンセンターからのお知らせ

～事業者の皆さんへ～

本市では、これまで少量（10kg未満）の燃やせるごみ及び燃やせないごみは事業所から出るごみであっても、市で収集を行ってきましたが、このたび、条例及び規則を改正して、つぎの要件を満たす事業者が、10月から集積場所にゴミを出すことのできる事業者としました。

- ・従事者（事業主を含む。）の総数が4人以下であること
- ・燃やせるごみ及び燃やせないごみの1回あたりの排出量が45kg袋で2袋以下（事業所名を明記）であること。
- ・資源ごみの排出量が燃やせるごみ及び燃やせないごみと同程度の量であること。
- ・事業系一般廃棄物を「家庭ごみ分別の手引き」の基準に従い排出すること。
- ・有害ごみ及び粗大ごみを集積場所に排出しないこと。

該当する事業者の方には、事前に環境クリーンセンターに申請していただき、登録していただく必要があります。

要件に該当しない事業者の方は、直接環境クリーンセンターへ持ち込んでいただくか、一般廃棄物収集運搬許可業者に収集委託していただくこととなります。

7月 し尿収集予定

| 校区名 | 日程 |
|-----|--------|
| 丹波市 | 10～12日 |
| 山の辺 | 10～12日 |
| 前 裁 | 8～10日 |
| 井戸堂 | 17～18日 |
| 二階堂 | 8～10日 |
| 柳 本 | 22～25日 |
| 朝 和 | 18～22日 |
| 福 住 | 12～18日 |

8月 し尿収集予定

| | |
|-----|------|
| 櫟 本 | 1～5日 |
|-----|------|

◆問い合わせ 業務課（☎64-3911・FAX64-4321）へ し尿は（☎64-1591）へ

まちまぢカレンダー



| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|--|-------------------------------|--|---|--|--|--|
| 1 | 2 | 3 ◎法律相談(弁護士) 13時～市(自) ◎天理っ子ひろば 10時～北(児) ■七夕会 15時15分～石(石) | 4 | 5 ◎女性のための 法律相談(弁護士) 13時～共(共) ■パソコン講座 13時～福(情) | 6 ☆人権ふれあい集会 ▶P13 ☆夏の文化財展 (～28日)▶P10 | 7 |
| 8 ☆人権相談 10時～市(権) ☆行政相談 10時～市(自) ☆出前保育 10時～山(児) | 9 | 10 ◎法律相談(弁護士) 13時～市(自) | 11 | 12 ◎女性のこころの相談 13時～共(共) | 13 ◎脳活体操 10時～共(共) ◎リバーウォッチング 9時～小(環) ☆おはなし会①10時30分～ ②11時10分～図(図) | 14 ☆市民公開講座 ▶P22 |
| 15 海の日 | 16 ◎法律相談(司法書士) 13時～市(自) | 17 | 18 | 19 | 20 ■市民水泳教室 (～26日)体 ◎土曜子育て 9時30分～す(児) | 21 ◎日曜検診 9時～院(院) 参議院議員通常選挙 ▶P2 |
| 22 | 23 ◎親子で遊ぼう会 10時～丹(児) | 24 ◎法律相談(弁護士) 13時～市(自) ◎子ども一日図書館員 ▶P21 | 25 ◎夏休み工作教室 ▶P22 | 26 ◎女性のこころの相談 9時30分～共(共) | 27 ◎てくてくてんり夏 親子体験ウォーク 8時30分～J(親) | 28 ☆おはなし会 ①10時30分～ ②11時10分～図(図) |
| 29 ◎夏休みクッキング 9時30分～福(健) ☆夜間納付・納税相談 (20時まで)市(収保) | 30 | 31 | ◇開催場所 市 市役所 図 図書館 小 丹波市小学校 共 男女共同参画プラザ 丹 丹波市公民館 J JR櫛本駅 石 石上児童館 福 福住公民館 す すこやかホール 山 山田公民館 北 北保育所 院 市立病院 | | ◆問い合わせ 自 自治振興課 情 情報政策課 収 収税課 石 石上児童館 図 図書館 保 保険医療課 児 児童福祉課 院 市立病院 共 男女共同参画課 健 健康推進課 環 環境政策課 権 人権センター 観 観光課 体 市民体育課 | |

■…申込み終了 ◎…申込み必要 ☆…申込み不要 ※申込みされる時点で終了している場合もありますので、お問い合わせください。▶は今月号のページをご覧ください。